

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年2月27日

秋田市長 沼谷 純

### 1 入札に付する事項

(1) 件名	秋田市広告付き番号案内表示等システム設置および運用等事業
(2) 仕様書等	別紙「仕様書」のとおり
(3) 設置場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎 秋田市新屋扇町13番34号 西部市民サービスセンター 秋田市土崎港西五丁目3番1号 北部市民サービスセンター 秋田市御野場一丁目5番1号 南部市民サービスセンター 秋田市東通仲町4番1号 駅東サービスセンター 各施設共1階の一部 設置場所等については別紙「仕様書」のとおり。
(4) 予定価格 (広告料)	840,000円(年額・税抜き) ※最低落札価格 別途行政財産使用料および電気料等の支払いがある。
(5) 契約期間	契約締結日から令和13年3月31日まで(5年間) 広告掲出開始日については、市(各施設の管理者)と協議による。
(6) 入札参加要件	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ウ 法人市民税および固定資産税に滞納がないこと。 エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
(7) 入札参加申込み	
受付期間	令和8年3月2日(月)から令和8年3月12日(木)まで 持参 土曜、日曜および祝日を除く、午前9時から午後5時まで 郵送 提出期限までに必着のこと。なお、郵送の場合は、郵送した日に公募型指名競争入札参加申込書の写しをFAXすること。
受付場所	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎1階 市民課総務担当 FAX 018-888-5627
(8) 指名通知等	令和8年3月13日(金)までにメール等により通知(予定)

(9) 入 札	
日 時	令和8年3月19日(木) 午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階 会議室5-B
入札保証金	秋田市財務規則第109条による。金額や納付方法については別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照のこと。
(10) 契 約 日	令和8年3月25日(水) (予定)

## 2 注意事項

### (1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 業務履行実績調書（様式2）

過去2年間に、本業務と同等の業務についての契約を2件以上履行したことがあることを確認できる契約書、その仕様書の写しを添付してください。

(ウ) 商業・法人登記簿謄本（申込日前3か月以内に発行されたもの）

(エ) 納税証明書（法人市民税、固定資産税）

(オ) 誓約書（様式3）

(カ) 委任状（様式4）

入札や契約行為等の権限を本店(本社)から支店又は営業所に委任する場合提出すること。

※委任者の印は、代表者の印鑑(社印ではない)を押印すること。受任者の印は、本市へ提出する契約書類等に押印するものと同じものを押印すること。

イ 申込書等は、持参又は郵送によることとし、電送によるものは受けません。

### (2) 質疑について

本契約に関する質疑は、全て質疑書によるものとします。質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出してください（公募型指名競争入札参加申込書の提出前にも、質疑書を提出することが可能です。）。

受 付 期 間	令和8年3月2日(月) から令和8年3月6日(金) 正午まで
提 出 方 法	① 電子メールにより、市民課のメールアドレスまで送信してください。 市民課メールアドレス ro-ctct@city.akita.lg.jp

	② 電子メールを送信する際の件名は、「質疑書（事業者名）」としてください。
提出様式	① 質疑書は、所定の様式とします ② 質疑書には、次の事項を記入してください。 ア 事業者名、所在地、連絡先（電話番号）、担当者名 イ 質疑内容（質問の意図をわかりやすく記入する。）
回答方法 および 回答期限	① 令和8年3月11日（水）までに、随時回答を掲載します。 ② 公募型指名競争入札参加申込書の締切後、入札参加申込者全員に「質疑回答書」を電子メールにより送信します。

### (3) 指名について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている方に指名通知をします。
- イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合があります。その場合は、選定結果通知によりその旨を通知します。

### (4) 入札および開札について

- ア 秋田市財務規則および入札の心得を遵守の上、入札に参加してください。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とします。
- エ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは、当該入札事務に関係のない本市職員が代わって行います。

## 3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 申込書等の提出および業務内容等に関する問合せ先

秋田市市民生活部市民課 総務担当

（電話）018-888-5626 （メール）ro-ctct@city.akita.lg.jp